NISHIMURA & ASAHI

日本貿易振興機構
特集：新型コロナウイルス感染拡大の影響
-動画によるワンポイント解説-

新型コロナウイルス感染症の流行から生じる法的論点

－雇用、家賃減免、不可抗力を中心に－

2020年3月19日

西村あさひ法律事務所 上海事務所
代表弁護士　野村　高志

事 務 所 紹 介

NISHIMURA & ASAHI

NISHIMURA&ASAHI

西村あさひ法律事務所　http://www.jurists.co.jp/ja/

1966年に設立。所属弁護士は600名を超える。
専門性と総合性を有する日本のトップファームの一つ。
海外及び日本国内に計15の拠点を置く。
中国には2010年に北京、2014年に上海にオフィスを置く。

弁護士　野村　高志　Takashi Nomura
西村あさひ法律事務所 上海事務所 代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より中国法務に従事。2005年より英国系法律事務所上海オフィスに勤務。2014年より現職。中国滞在は10年に及ぶ。
専門は中国内外のM&A、契約交渉、危機管理、訴訟・紛争、独占禁止法、知的財産権等。
中国法務に関する著作、講演多数。

© Nishimura & Asahi 2019

感染症下における関心/問題の推移

NISHIMURA & ASAHI

弊所の特設サイト：新型コロナウイルス感染症対策と実務対応
https://www.jurists.co.jp/ja/legalinsights/covid_19.html

① **各種の制限措置への対応**

日中双方の入国制限や隔離措置、都市封鎖への対応

② **労働問題・家賃問題等**

現地法人の業務停止、事業所閉鎖に伴う労働問題（Ⅰ）、家賃減免（Ⅱ）

③ **契約関係の調整（事情変更・不可抗力）**

取引契約の履行が困難になり、事情変更・不可抗力を主張（Ⅲ）

④ **リストラクチャリング→事業再編**

事業規模の縮小・リストラや現地法人の撤退⇒M＆A等の事業再編の動きに

⑤ **新分野への投資**

経済状況の回復⇒オンライン教育や各種インターネットサービスの新規事業・投資が活発化

Ⓒ Nishimura & Asahi 2019

I. 特殊労働時間制の活用

営業を再開しても、完全な業務の再開や従業員の復帰は困難

従前通りの賃金支払いは困難だが、リストラも避けたい

特殊労働時間制の活用を検討

（不定時労働制・総合労働時間制）

© Nishimura & Asahi 2019

I. 特殊労働時間制の概要

NISHIMURA & ASAHI

	メリット	制約等	日本の制度との比較
標準時間労働制	1日8時間、週40時間、最低1日の休暇		日中で相違なし
不定時労働時間制	残業代に関する規定が適用されない（上海市の法定休日の適用等の例外有）	関連部門の審査認可が必要 対象の職種が規定されている 原則として、審査認可時に、合理的な休息時間を確保する旨の計画書を要求される可能性がある	日本の裁量労働時間制に対応する概念だが、一定の労働時間数だけ労働したものと見なす「みなし労働時間」の効果無し その効果として残業代の規定が適用されない点で、監督管理者の適用除外に近い
総合労働時間制	定めた周期*で労働時間を総合的に計算できる	関連部門の審査認可が必要 対象の職種が規定されている	日本の変形労働制に近い（但し、日本は就業規則の規定又は労使協定で足りる）

＊ 周期は、週、月、四半期、年がある。例えば月を周期とした場合、1日や週の労働時間を8時間以上、40時間以上とすることもできる。ただし月でみて平均の1日・週の労働時間は標準時間労働制と同じでなければならない。

© Nishimura & Asahi 2019

I. 特殊労働時間制の概要（続き）

NISHIMURA & ASAHI

	対象となる職種
不定時労働時間制	(1)高級管理者、外勤・販売従事者、一部の当直勤務者及び業務による標準労働時間に基づく評価のできないその他の従業員 (2)企業の長距離運送従事者、タクシー運転手、鉄道、港湾及び倉庫の一部の荷役従事者並びに業務の性質が特殊であることにより臨機応変な作業を要する従業員 (3)生産の特性、業務の特殊性による必要又は職責範囲の関係により、不定時労働時間制の実施に適したその他の従業員
総合労働時間制	(1)交通、鉄道、郵便・電信、水運、航空、漁業等の業種のうち、業務の性質が特殊であることにより、継続的作業を必要とする従業員 (2)地質及び資源調査、建築、製塩、製糖、観光など、季節及び自然条件の制限を受ける業種の一部の従業員 (3)その他総合労働制の実施に適したその他の従業員

© Nishimura & Asahi 2019

I. 特殊労働時間制の運用

特殊労働時間制の申請について、一部地方では特例手続が設けられている。
その他の地域でも、規定の有無を確認し当局との相談を検討してよい。

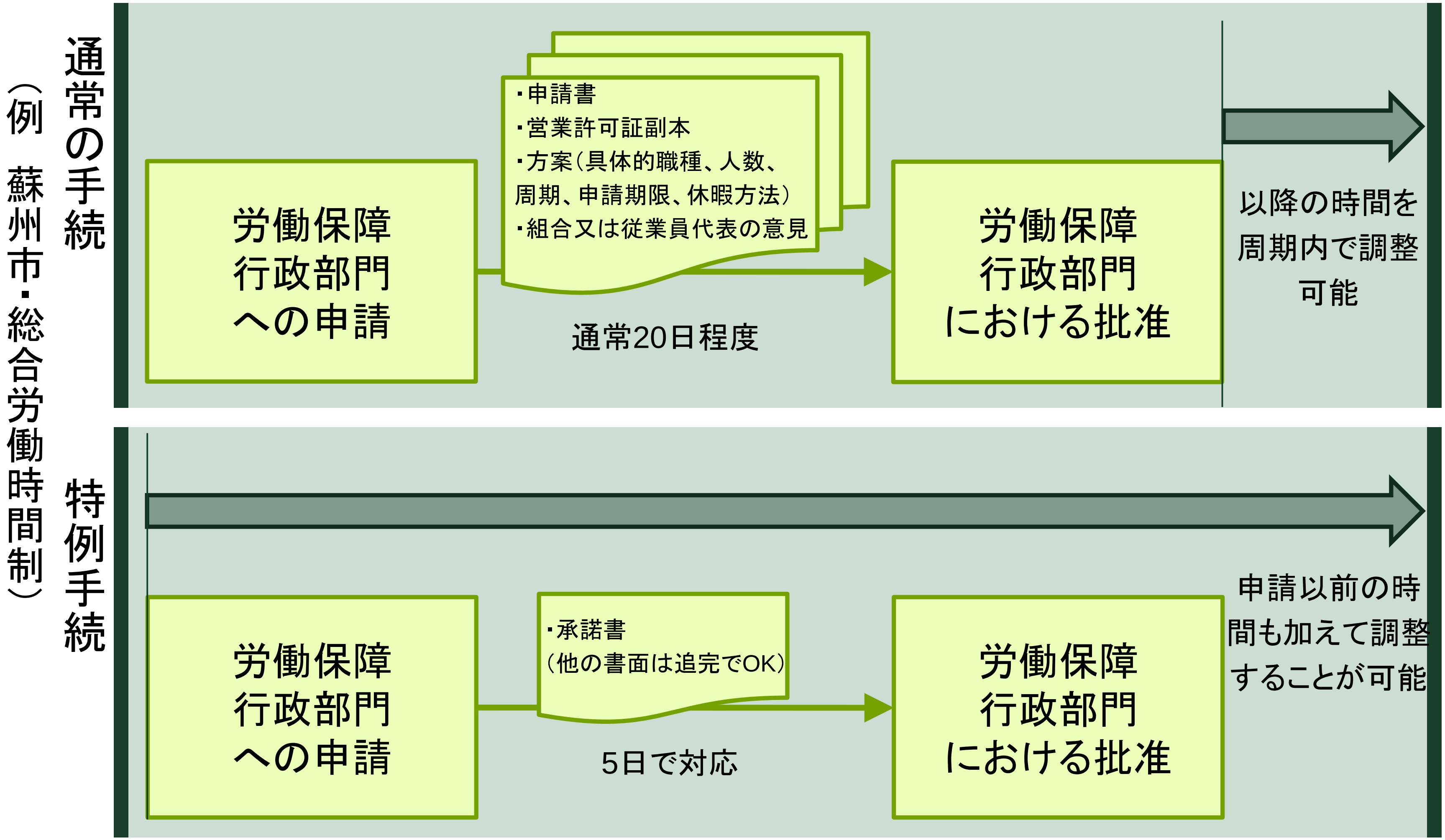

II. 賃料減免についての検討フロー

NISHIMURA & ASAHI

多くの日系企業はオフィス･店舗を賃借⇒家賃の減免を求めたい

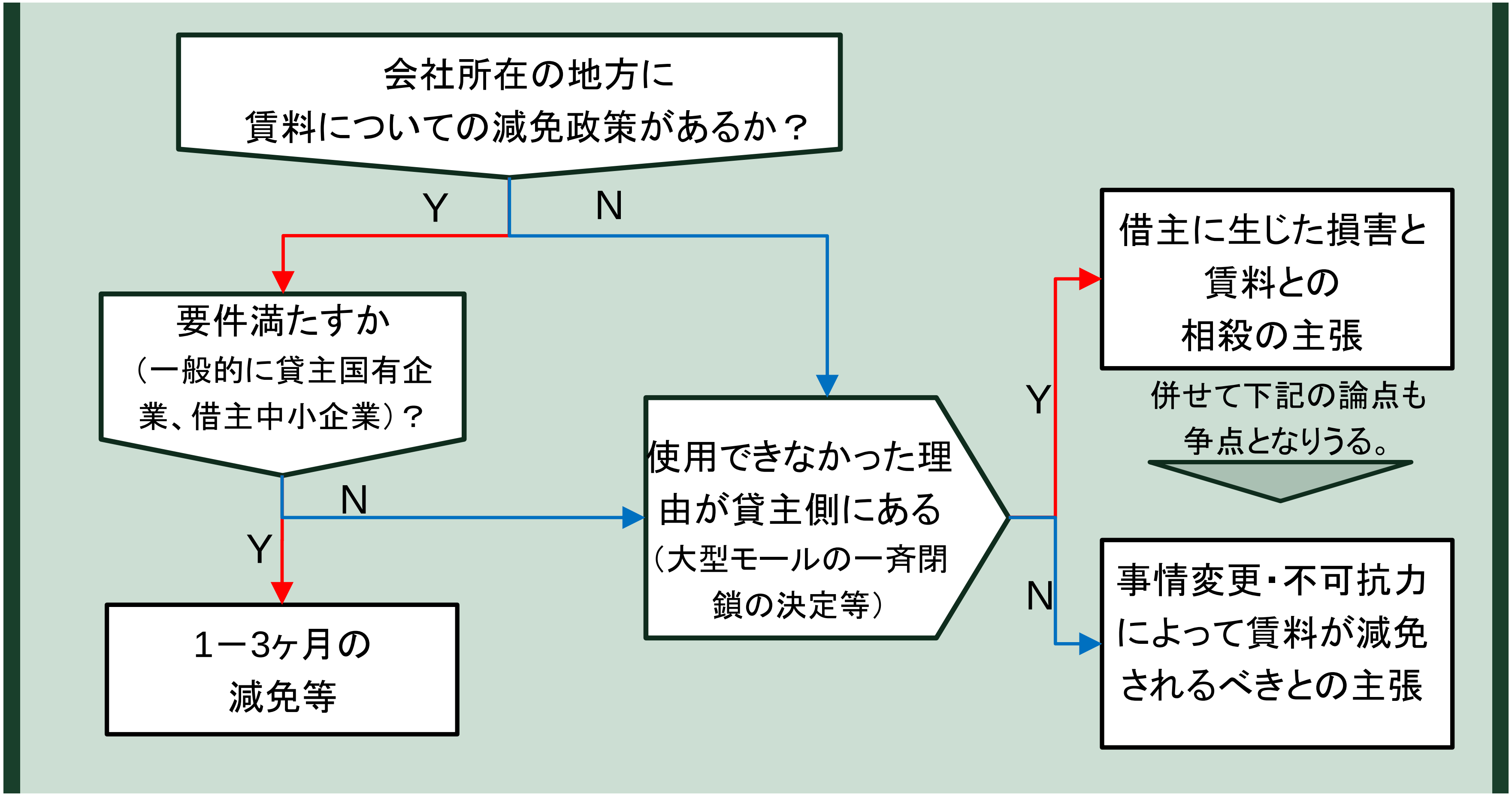

II. 感染症下の賃料減免政策

NISHIMURA & ASAHI

政策の概要(地方によって若干の差異あり)

借主	⇒	中小企業
物件	⇒	国有資産
免除期間	⇒	1～3ヶ月

地方名（例）	規定名称
上海市	疾病状況を全力で防止処理し、サービス企業の平穏健康な発展を支援する若干の政策措置　第九項
北京市	新型コロナウイルス感染性肺炎流行状況の影響に対処する中小企業の持続的健康発展促進に関する若干の措置　第一条第2項（京政办发〔2020〕7号）
広東省	新型コロナウイルス感染性肺炎流行状況に対処する企業の業務再開を支持する若干の政策措置の発布に関する通知　第三条第9項

Ⓒ Nishimura & Asahi 2019

II. 賃料減免を主張する根拠

借主側の減免の根拠

抗弁	根拠法等	要件
不可抗力	契約法第117条	不可抗力により契約の履行が不能である場合は、不可抗力の影響に基づき、責任を一部又は全部免除する
事情変更（公平原則）	契約法第5条、契約法司法解釈（二）第26条	契約成立後、客観的状況によって、当事者が、契約締結時に予見できず、不可抗力ではなく、ビジネスリスクにも属さないような重大な変化が発生し、契約を履行することが一方当事者にとって明らかに不公平で契約の目的を実現できない場合に、当事者が人民法院に契約の変更又は解除を申し立てたときは、人民法院は公平原則に基づいて、実際の案件の状況を踏まえて、変更又は解除するか決定する

契約書で有利に主張できる条項例

- 不可抗力に関する規定において「伝染病」「感染症」等が明記されている
- 双方に帰責性のない状況下で、賃料を減額又は免除する規定の存在

© Nishimura & Asahi 2019

II. 賃料減免に関する「SARS」時の裁判例

NISHIMURA & ASAHI

参考裁判例

結論	裁判所	判決の概要
3ヶ月の控除を認める	上海市中級人民法院	「SARS」に起因して地方政府が娯楽産業について2003年5月から8月まで営業を停止させたことは周知の事実であるとした一審判決を維持し、「公平原則」に基づいて、3ヶ月の賃料の控除を認める。
一部控除を認めず	上海市中級人民法院	一審が「不可抗力」の主張を認めて免除した賃料について、「SARS」は、法律で不可抗力と線引されているわけではなく、かつ、実際に営業停止される前の家賃も免除されるのはおかしいと判断。
2ヶ月の控除を認める	浙江省紹興市中級人民法院	当地の文化主管部門の規定に基づいて「SARS」の期間営業を停止した場合には、借主がこの期間の家賃の免除を求めることは合理的である。
「SARS」の期間の賃料の控除を認める	山東省煙台市中級人民法院	「SARS」は予見できない災害であり、ホテルの営業停止による経済損失は客観的に存在しているとして、「SARS」の期間の賃料の控除を「事情変更」の法理を適用して認めた一審の判決を維持。

© Nishimura & Asahi 2019

III. 不可抗力とは何か？（法律要件）

NISHIMURA & ASAHI

★「不可抗力」により契約の履行が不能である場合

効果

責任を一部又は全部免除

では不可抗力とは？

『予見できず、避けられずかつ克服できない　客観的状況』

例：

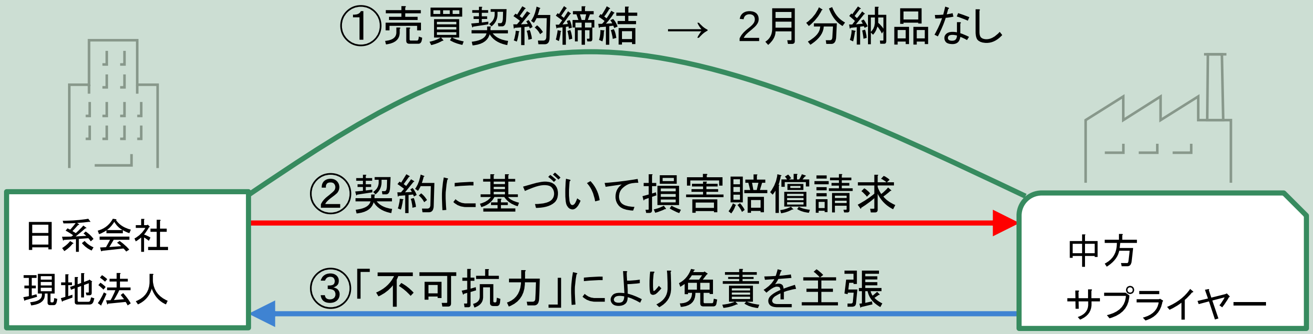

© Nishimura & Asahi 2019

III. 不可抗力を主張する要件

不可抗力とは（契約法第117条第2項）

『予見できず、避けられずかつ克服できない　客観的状況』

大前提：準拠法は、中国法か？
（適用される国・地域の法律に従った検討が必要）

① 発生事象が「不可抗力」に属するか？

契約の記載も考慮されるか
（次のスライド参照）

要件の「予見可能性」を中心に検討される（「避けられずかつ克服できない」はこの要件の検討の中で注意義務も加味して考慮される事例が多い）

② 契約が履行不能（契約目的達成不能）

③因果関係が必要

© Nishimura & Asahi 2019

III. 不可抗力の規定と、その認定の関係

不可抗力の条項と、その認定の関係は以下のとおり
（中国の国内契約は法文通りの簡単な規定も多く、結局は契約法の解釈問題となることも多い）

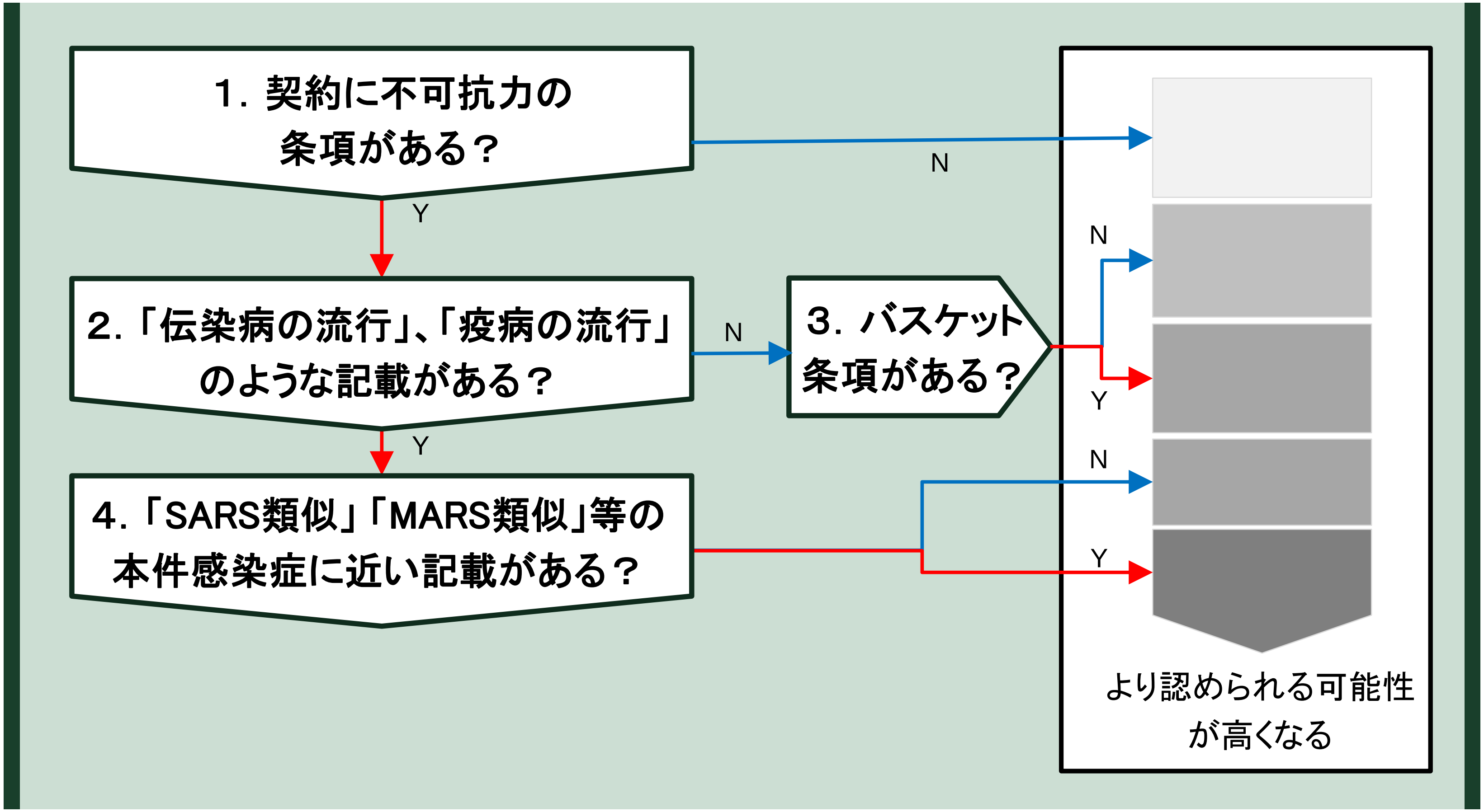

© Nishimura & Asahi 2019

III. 不可抗力を主張する要点まとめ

① 契約の準拠法(条項)の確認・検討

② 契約の不可抗力条項の内容の確認・検討
⇒不可抗力にあたるかどうかを検討

③ 契約の履行が(全部又は一部)不能といえるか

④ 履行不能とコロナ事案との因果関係：不能となる別の原因があるか

⑤ 証拠の確保：紛争が本格化する前に、相手方から証拠を取得する工夫

© Nishimura & Asahi 2019

西村あさひ法律事務所

http://www.jurists.co.jp/ja/

- **1966年創立、600名を超える弁護士等専門家を擁する日本最大手の法律事務所**
- **東京に中国業務室、北京、上海、シンガポール、ベトナム（ハノイ･ホーチミン）タイ ミャンマー、インドネシア、香港、ドバイ、NYにも支所/拠点を置く**

<上海オフィス>
〒200040　上海市静安区南京西路1601号　越洋広場38階
Tel：86-21-6171-3748（代表）　Fax：86-21-6171-3749
Email：info_shanghai@jurists.jp

<東京オフィス 中国業務室>
〒100-8124　東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー
Tel：03-6250-6200（代表） Fax：03-6250-7200
Email：eapg@jurists.co.jp
http://www.jurists.co.jp/ja/

<北京オフィス>
〒100025 北京市朝陽区建国路79号
華貿中心第2オフィスタワー4階08号
Tel：86-10-8588-8600（代表）　Fax：86-10-8588-8610
■Email：info_beijing@jurists.jp

本プレゼンテーションに含まれる情報及び意見は、包括的な研究や法的助言の提供をその目的としておらず、個別の状況に関する具体的助言の代わりとなるものとして依拠され、又は取り扱われるべきではありません。本プレゼンテーションで扱われる話題は、その実施日時点におけるものであり、その後における法又は運用の変更を反映するものではありません。